

是正請求事案（「意見交換会の改善」に関する是正請求（秘書広報課）事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成28年 4 月 27 日

多治見市長 古川 雅典

1 諮問事案

「意見交換会の改善」に関する是正請求（秘書広報課）事案

2 答申日

平成28年 4 月 22 日

3 審査会の結論

本件是正請求については、請求を棄却すべきものとする。

4 是正請求の趣旨及び理由

意見交換会開催を区長に要望したが、昨年度に続き開催不可能との連絡を受けた。区長の認識にも問題があるが、「選択性の意見交換会の開催に関する是正請求」に関する答申に附された「意見」にあるように、「市民と行政がそれぞれの思いを交換する場としての意見交換会が、市民にとってもっと利用しやすくかつ活発に行われるような制度」に改善されていれば、こういうことは避けられたと思う。そこで、区長会資料にある「地域課題等に対する意見交換会」という表記を「意見交換会」にするなど、意見交換会が活発に行われるように改善してもらいたい。

主として、「第7次多治見市総合計画基本構想（案）」について、行政と市民とが意見交換するため、35区の区長に北栄地域における意見交換会を開催することを求める要望を8月19日に行った。これを受けて、北栄地域の4人の区長で相談した結果、このテーマは意見交換会になじまないとして開催しないことになったとの文書を翌20日に受け取った。どうしてこういう結論になったのか、私は理解できなかった。

平成26年8月1日の「選択性の意見交換会の開催に関する是正請求」に対する答申の中で指摘されている「市民と行政がそれぞれの思いを交換する場としての意見交換会が、市民にとってもっと利用しやすくかつ活発

に行われるような制度の検討を行うよう望む。」という「意見」に、大きな期待を持っていた。そこで、どのような改善が図られたのか秘書広報課に確認するため資料を求めたところ、回答文書をもらったが、答申の意見を踏まえた改善が行われているとは到底思われないものであった。総合計画基本構想に対する区長の認識にも問題があるが、「地域課題等」に限定していることが、区長発言にあるような認識を招いた要因であると思う。また、全市的なことでも意見交換会ができるよう「等」を入れてもらったが、これでは不十分であることがよくわかった。

そして、「地域課題等に対する意見交換会」という限定的な表記をやめ、広く一般的に「意見交換会」とする。そして、資料6のように、「市政に関するテーマと地区で関心のあるテーマ」について、意見交換会を行うよう求める。

なお、意見交換会には会の重みを増すため副市長の出席を義務付けてもらいたい。

5 審査会の判断

本審査会は、以下の点について検討し、判断した。

(1) 意見交換会の開催手続の改善について

開催を希望する市民の要望が出された区の区長が、区長会総務会に開催希望書を提出すれば意見交換会を開催することができるという方法に、手続は変更された。これにより、複数の区で構成される学区について、校区すべての区長の合意を必要としていた従前の意見交換会の開催方法から、より簡易な開催手続に改善されている。

この方法に変わったのは平成27年度からであり、まだ1回の運用実績しかない。行為庁が意見交換会の開催に向けて、この間一定の改善対策を講じていることは認められる。開催手続が変更されてまだ間がない時期にあって、1回のみの運用で新しい手続の可否を判断することは早急であると考える。

(2) 意見交換会のタイトル表記について

後期に行われる意見交換会は、地域課題に限定したものではなく、市政全般に関するテーマも取り上げて開催できるということを、行為庁が区長会に配布する資料の中で、わかりやすくかつ具体的に説明することで、区長あるいは地域住民が、市政全般に関するテーマについても意見交換会の開催希望を出せるという認識を持てるようにしていくことが重要である。形式的なタイトルの問題としてではなく、実質的に区長や市民の意識を高めて、積極的に意見交換会開催を要望する方向へと変えていく方策をとることが大切である。

(3) 副市長の出席について

現在、意見交換会には、開催される意見交換会で議題とされるテーマによって、それに対応する部課長をはじめ行政の担当者が出席している。議題となるテーマの内容が、市長や副市長が出席して対応することが必要であると判断されるものについては、その出席を求めることは排除されていない。したがって、議題の内容如何に関わらず、意見交換会に、副市長の出席を毎回義務付けることまで求める必要はないと考える。

以上のことから、本審査会は、行為庁が行った意見交換会の改善の施策について、是正すべき瑕疵はないと判断した。

6 審査会の附帯意見

- ① 後期の選択制の意見交換会が、今後も開催希望が出されず開催されない状況が続くようであれば、開催希望の提出等の手続だけでなく、市民参加の一つの重要な機会である意見交換会の制度全体の改善・見直しを検討することが必要であると考ええる。
- ② 各区の区長は、毎年交代する場合もある。後期の地区懇談会を選択制の意見交換会へと変更した経緯や趣旨あるいは開催までの手続などについて、区長会を通じてすべての区長に対して、行為庁が丁寧にわかりやすく具体的な説明をして、周知徹底することを求める。